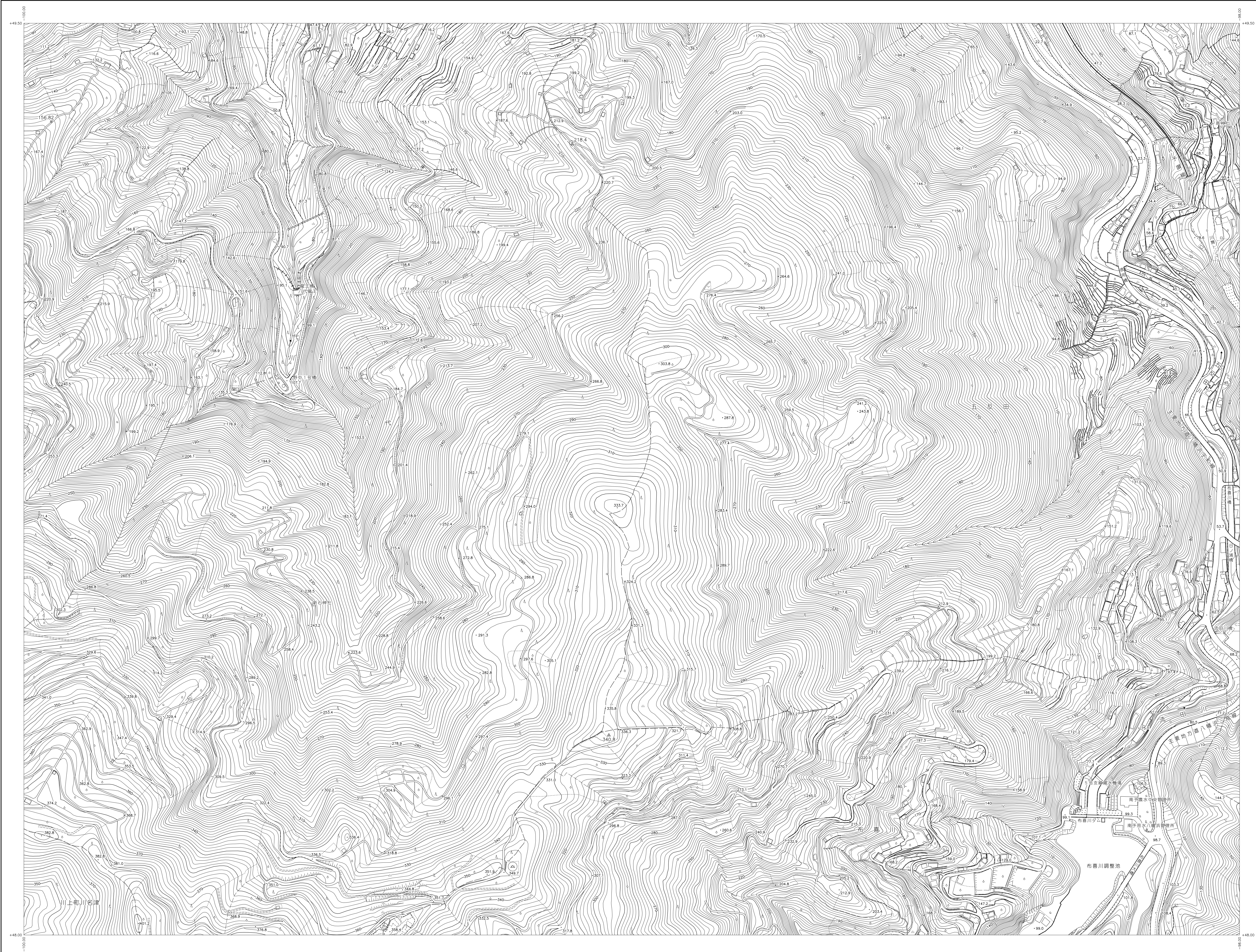
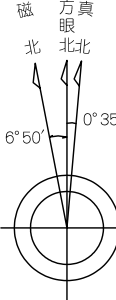


04 | B353

八幡浜市都市計画図 51



4 3	4 4	4 5
5 0	5 1	5 2
5 6	5 7	5 8



上図は単に方眼北、真北、磁北相互の關係を表わし、角度の數値とは必ずしも一致しない。

記

	普通建物		普通無建
	壁ろう建物		壁ろう無建
△ 25.6	三角点	※ 25.62	公共基準点水準
● 25.62	水準点	● 25.6	電子基準点
● 25.6	多角点及び有蓋物等の中心	・ 25.6	標石を有しない標高図の標高
△ 25.6	多角点及び有蓋物等の中心		図を標高図

[illegible][illegible]

〓〓〓〓〓 都府県界
 …… 北海道の支庁界
 …… 郡・市・
 町・村
 指定都市の区
 大字・町丁
 所 属

[illegible]

平成27年測量 1. 平成25年 2月～3月 撮影
2. 平成28年12月～平成27年1月 現地

1 : 2. 50



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅳ座標系
投影は横メルカトル図法
図形に表示してある座標値はキロメートル単
万単位は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
平面直角座標値は、世界測地系による。

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果
 本他用して得るものである。（承認番号） 昭36.四公.第74号」

計画機関 八 幡 浜 市
 作業機関 株 式 会 社 バ ス
 既設なく新規を禁ずる

041B353